

2014年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

6月18日いわゆる「地域医療介護総合法」が成立し、入院院ベッド削減・軽度の要介護者の介護保険からの締め出し等具体化されようとしています。

引き続き、2015年通常国会には国保の都道府県運営化や入院給食原則自己負担化、保険外併用療養費制度(混合診療)の大幅拡大＝患者申出医療(仮称)の創設、保険給付対象範囲の整理・検討など、国民・患者負担増の医療保険制度改悪案の提出が準備され、「医療・介護難民」の増加が懸念されます。

安倍内閣は、「戦争できる国づくり」と「企業が一番活躍しやすい国づくり」にむけ、6月24日「経済財政運営と改革の基本方針2014(骨太の方針)」と「日本再興戦略改訂(新成長戦略)」では、「法人税実効税率の2割台への引き下げ」と「社会保障費の毎年2200億円の自然増抑制」、戦略市場創造プランの第1に『国民の「健康寿命」の延伸』として医療・介護分野を挙げ、「健康長寿社会」をビジネスの拡大チャンスと位置づけました。企業参入で公的保険外のサービス産業の活性化をめざす、社会保障を抑制する一方、医療・介護・福祉の分野を営利企業の市場として開放するものであります。「人口急減・超高齢化の克服」の名の下で、抜本的な制度改悪を打ち出し、社会保障における国の役割は「自助・自立のための環境整備」「自然増も含め聖域なく見なおし、徹底的に効率化・適正化していく」流れであります。

私たちは住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命と暮らしを守るため以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

【回答】

憲法、地方自治法などをふまえ、適切な社会保障施策を優先して進めていきます。

- ②徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

【回答】

滞納整理機構への移管は、原則として個人住民税に滞納があり、その他の市税と合わせた滞納本税額が高額な案件の中から、対象者の納税資力について事前に調査し、納税資力はあるが納税交渉に応じない、あるいは誓約をしても履行されない方を対象としております。

滞納整理機構では、このような案件について集中して交渉を行うことにより、効果的な滞納処分が期待できることから、引き続き困難案件については移管を予定しております。

- ★③税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】

差押に関しては滞納者の実情も勘案したうえで、法令に則り実施の判断をしております。また猶予や滞納処分の停止等についても、滞納者からの聞き取りや、調査の結果を基に滞納者の実情を踏まえて実施の判断しております。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】

生活保護法の趣旨に従い適正に運用しています。

- ②国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

【回答】

生活保護法、実施要領等に従い事務を行っていきます。

- ★③国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

【回答】

現時点で、影響を受ける方はいませんが、今後国の基準に基づくものが多くの国の対応方針に従って影響が及ばないように対応することを基本的な考えとしています。

- ④弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【回答】

生活保護行政の窓口には警察官OBは配置していません。

- ⑤生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

【回答】

法の趣旨に基づき効果的な実施ができるような体制を検討しています。

2. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

- ①第6期の介護保険料は一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。保険料段階は厚生労働省基準よりも多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】

実績等から推計した給付見込額に対して、法令にのっとり、一般会計からの繰り入れを実施し、保険料段階を設置し必要な保険料を算定します。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

被保護者を除いた者(老齢福祉年金受給者等)の保険料の減免を継続実施します。

(2)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、施設・居住系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】

現在、市内に特別養護老人ホームが3箇所(200床)、また、地域密着型小規模特別養護老人ホーム1箇所(29床)整備されています。また、小規模多機能型施設についても2箇所(登録定員50名)整備されています。

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

【回答】

旧中学校区毎に設置しています。現在のところ直営に変える予定はありません。委託費用については、事業を委託するために必要な経費として、毎年見直しをしております。

③介護・福祉労働者を十分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

【回答】

国の動向を注視していきます。

★(3)地域包括ケアを含む「新しい総合事業」について

①要支援者の訪問介護・通所介護については、専門的サービス(ヘルパーなど)を保障し、後退させないでください。既存の介護事業所に要支援者へのサービスを委託する場合には現行単価を引き下げないでください。

【回答】

適切な介護予防ケアマネジメントが実施され、対象者にとって適切なサービス利用となるよう実施します。また、委託料等についても、適切な単価となるよう設定します。

②「新しい総合事業」の実施にあたっては、市町村予算を十分に確保し、サービス提供の引き下げをしないでください。利用者負担はこれまでより引き上げないでください。

【回答】

国の基準に基づき、必要額を予算計上し、利用者負担を設定します。

③介護保険サービスの利用を申し出た人は、すべて要介護認定の対象にしてください。

【回答】

要介護認定における手順を踏み、適切な要介護度で認定しています。

(4)高齢者福祉施策の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】

平成23年度に65歳以上の一人暮らし高齢者及び70歳以上の高齢者世帯を対象に民生委員の協力のもと、全戸訪問を実施。平成26年度も実施予定。生活支援については、移動支援を始めとした手段をもとに地域の課題に対応していきたい。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

【回答】

現行の巡回バスの運行において、高齢者パス、要介護・要支援認定者や障害者の乗車料金の無料化を継続していきます。また、障害者を対象としたタクシーチケット制度を有効に活用していきます。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

【回答】

現在「ふれあいいいききサロン」「ぷらっとホーム」等の集まりの場があります。また、今年度以降は、認知症の方のための「認知症カフェ」も開催していきます。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】

現在、本市において、民間によるサービス付き高齢者向け住宅の整備が進められており、高齢者の住まいが確保されつつあります。本制度は、国の補助金の活用や税制の優遇措置等により推進されておりますので、この事業により、良好な住環境が提供されることが期待できることから、公営での整備は考えておりません。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

【回答】

平成26年度から助成額を一定にし、利用者負担が一律ではなくなります。そのため、負担額が一部引き下げになる場合もあります。
現行の会食方式の事業も継続実施し、有効に活用していきます。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】

介護保険住宅改修費、特定福祉用具購入費については、受領委任払い制度を実施しています。

★(5)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】

要介護状態となる恐れの高い要支援2以上の方で、かつ、主治医の意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上、または、障害高齢者の日常生活自立度がA以上と判定された方を障害者控除対象者認定書の交付対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】

障害者控除対象者認定書の交付対象者の方に、認定書を発行し、個別に送付しています。

3. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

現在、実施している福祉医療制度の継続を予定しています。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

中学校卒業までの現物給付(窓口無料)は実施しておりますが、18歳到達の年度末までの制度拡大は考えておりません。

- ③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】

精神障害者手帳1・2級所持者は、通院に限り全疾病を対象としています。

- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

ひとり暮らし、寝たきり・認知症高齢者の非課税世帯は、後期高齢者医療対象者として医療費の無料化を継続しています。

4. 子育て支援などについて

- ①妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【回答】

平成21年度から産前14回とし、平成22年度は、子宮がん検診の追加や検査項目の調整を行い、平成21年度は、HTL-1、クラミジアを追加し、該当項目について無料となるよう実施しています。回数の継続的な確保に努力しています。産後健診については、現在のところ実施する予定はありません。

- ★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

【回答】

本市では、対象世帯は平成21年度より生活保護基準額の1.5倍未満の世帯とし、申請も学校と市役所学校教育課の窓口での受付を行っております。民生委員の証明は不要です。年度当初の配布文書で年度途中の申請可能なことは周知しております。また、平成24年度よりPTA会費、生徒会費も対象とし、支給費目の拡充をしました。

- ③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもを自治体の責任でなくしてください。

【回答】

現在のところ考えておりません。

- ★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

【回答】

保育実施義務を果たします。保育に格差がないよう努めます。

5. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】

国、県の動向を注視しつつ対応してまいりたいと考えております。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】

本市は、平成23年度より保険税の0.5%の上乗せ軽減を実施しており、平成26年度から、保険税は法令の改正により対象者を拡大しました。なお、減免制度の拡充、保険税の引き下げは、国保財政の厳しい状況を踏まえ考えておりません。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】

現在のところ、考えておりません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

【回答】

現在のところ、考えておりません。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】

現在のところ、考えておりません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】

現在、資格証明書の発行は行っておりません。義務教育終了前のお子さんの保険証はすべて簡易書留で郵送しており、未交付にならないよう努めています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

【回答】

給付制限は、現在のところ行っていません。また、加入者の状況に応じて保険証の即時発行は対応しています。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

【回答】

短期被保険者証の発行により接触の機会を多く持ち、生活実態の把握に努めるとともに納付相談や減免制度の案内を行っています。なお、期間については、納付相談や納付状況を考慮して、適正に行っています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】

徴収担当課と連携を図りながら滞納者への生活実態の把握に努め適正な処理を行います。給付資格がない方には、個々の状況を踏まえながら対応してまいります。

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】

一部負担金の減免制度につきましては、生活保護基準の1.15倍から1.3倍以下を対象としています。周知としては市のホームページや窓口でのチラシ配布などを行っています。

6. 障害者・児施策の拡充について

- ①障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

【回答】

障害者総合支援法等の規定に準じ、自己負担(利用料)をお願いしていきます。なお、自立支援医療受給者のうち身体障害者手帳1～3級所持者は、本市の福祉医療制度の対象となり、医療費の自己負担は無料となります。

- ②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

【回答】

個別ケースに応じて、サービス等利用計画を勘案して必要時間数を支給しています。

- ③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

【回答】

通所については送迎加算があり、事業所に対応できるよう制度整備がされています。通学については、学校教育法の責任範疇とされています。

- ★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるように介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】

国の法令に基づき、実施します。制度上、介護保険サービスの利用が優先されます。なお、視覚障害のある人の同行援護など障害の特性による障害福祉サービスは必要に応じ利用していただけます。

- ★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

【回答】

保険制度であることから、利用料については、法令に基づき負担していただきます。

★⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

【回答】

原則、医療機関等における対応と考えます。なお、通院時の院内介助について障害の特性により医療機関での対応が難しい等、障害福祉サービスの必要が認められる場合は利用していただけます。

★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】

障害者福祉センターを中心に相談支援事業を行い、引き続き事業所へ特定相談支援事業所の開設の働きかけをしていきます。

7. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】

現在のところ実施する予定はありません。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

【回答】

現在のところ実施する予定はありません。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

【回答】

県の実施する風しん抗体検査の対象者にあわせ、抗体価の低い者に1回の接種につき5,000円を補助しています。対象者の拡大および助成額を越える分について無料となるよう助成することは、現在のところ実施する予定はありません。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①消費税増税を中止してください。
- ②年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。
- ④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
- ⑤入院給食費など新たな患者負担増はやめてください。
- ⑥精神障害者を精神科病院に囲い込む「病棟転換型居住系施設」構想は撤回してください。
- ⑦介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ⑧受給者のいのちを削る平均6.5%の生活保護基準の引き下げは取りやめ、元に戻してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(2)県民の医療を守、医療提供体制の充実のために

①国民健康保険への県の補助金を増額してください。

②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないこと。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにする。

以上